

2022年3月3日

株 主 各 位

東京都千代田区神田神保町一丁目105番地
神保町三井ビルディング14階

株式会社 ジェイ エイ シー リクルートメント

代表取締役会長兼社長 田 崎 ひろみ

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。本株主総会は新型コロナウイルス感染症に対する適切な予防策を実施の上で開催いたします。本総会は郵送に加えインターネット等によって議決権を行使することもできます。

なお郵送又はインターネット等で議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の議決権行使のご案内及び株主総会参考書類をご参照の上、2022年3月23日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使いただけますよう、お願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月24日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地
神保町三井ビルディング 14階 当社会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第35期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第35期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査等委員でない取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第8号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上




~~~~~  
ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://corp.jac-recruitment.jp/>）に掲載いたします。

◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

# 議決権行使のご案内

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

なお、本年は書面（郵送）またはインターネット等による議決権行使をご推奨申し上げます。

|                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p><b>書面（郵送）で<br/>議決権を<br/>行使する方法</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2022年3月23日（水曜日）<br/>午後5時30分到着分まで</p> |  <p><b>インターネット<br/>等で議決権を<br/>行使する方法</b></p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2022年3月23日（水曜日）<br/>午後5時30分入力完了分まで</p> |  <p><b>株主総会に<br/>ご出席する<br/>方法</b></p> <p>当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。</p> <p>株主総会開催日時</p> <hr/> <p>2022年3月24日（木曜日）<br/>午前10時</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネット等による議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネット等による議決権行使は、2022年3月23日（水曜日）の午後5時30分まで受け付けていただきますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

## 2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

## 4. 議決権行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

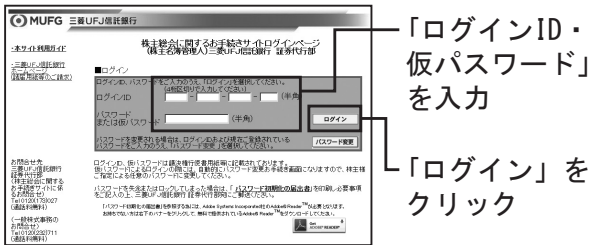
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

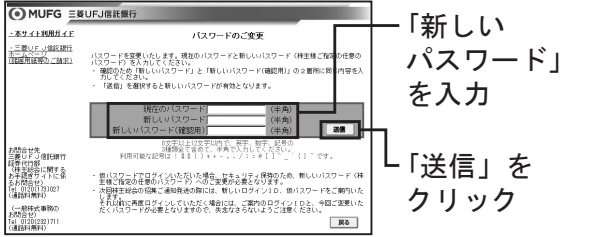
議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
**0120-173-027**  
 (通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

(提供書面)

## 事業報告

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済においては、新型コロナウイルス感染症の鎮静化と再拡大が繰り返される中、12月の月例経済報告、日銀短観調査においても景況感の強弱は錯綜しました。このような状況下においても、有効求人倍率は引き続き堅調であり、当連結会計年度では、当社グループの中核事業である国内人材紹介事業が好調に推移し、グループ全体の業績を大きく牽引する結果となりました。

国内人材紹介事業は、特定業界を除くと求人意欲は期初から高く、当連結会計年度の売上高は、新型コロナウイルス感染症の影響がなかった2019年度を上回りました。

そのようなマーケットの回復の中、当社も業績回復を念頭に、期初より、コロナ禍で希薄化した顧客との接点強化による、求人・人材の紹介最大化を目指したサービス品質向上と採用強化に焦点を絞って取り組みました。求職者に対しては電話ではなくウェブツールを使ったリモート面談を徹底し、それにより面談の品質と量を大きく改善することができました。また、アカウントマネージメントを徹底強化し、顧客企業69社で複数成約を大幅に増加させることができました。

また、マーケットの回復に合わせてコンサルタント採用も増強し、下半期は上半期の採用数を大幅に上回ることができました。

一方で、求職者募集広告についても、マーケットの回復に応じて第4四半期には認知度向上を目的とする動画コンテンツをウェブ・SNS媒体に投入するなどの新しい試みも展開しましたが、TVを中心とするマス広告媒体の利用については、2022年度に繰り越す結果となりました。

海外事業につきましては、体制強化を進めたシンガポールでは生産性が回復し成約単価も上昇するなど、事業体質の改善は進んでおります。しかし、下半期に入ると、欧州と韓国は堅調を維持したものの、他地域では新型コロナウイルス感染症の再拡大も影響して上半期の赤字を補うまでには至らず、通期では若干の赤字が残る結果となりました。

国内求人広告事業につきましては、同感染症の影響で低迷していた求人掲載

数にも回復の兆しがみえるようになりました。収支自体は依然厳しい状況ではありますが、前年より注力している成功報酬を軸にした販売手法により売上は徐々に増加しており、赤字幅は縮小傾向にあります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は24,852百万円(前連結会計年度比15.0%増)、営業利益は5,822百万円(同13.3%増)、経常利益は5,813百万円(同11.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は3,882百万円(同111.6%増)となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は163百万円で、その主なものは次のとおりであります。

| 事業所名                               | 設備の内容 | 取得価額(百万円) |               |     |     |
|------------------------------------|-------|-----------|---------------|-----|-----|
|                                    |       | 建物        | 工具、器具<br>及び備品 | その他 | 合計  |
| 株式会社バンテージポイント                      | 事務所設備 | 5         | —             | —   | 5   |
| JAC Personnel Recruitment Ltd(ほか)社 | 事務所賃借 | —         | —             | 123 | 123 |

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                  | 第 32 期<br>(2018年12月期) | 第 33 期<br>(2019年12月期) | 第 34 期<br>(2020年12月期) | 第 35 期<br>(当連結会計年度)<br>(2021年12月期) |
|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売上高(百万円)             | 23,064                | 24,170                | 21,614                | 24,852                             |
| 経常利益(百万円)            | 5,568                 | 6,090                 | 5,196                 | 5,813                              |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円) | 3,908                 | 4,354                 | 1,834                 | 3,882                              |
| 1株当たり当期純利益(円)        | 96.20                 | 106.67                | 44.73                 | 96.02                              |
| 総資産(百万円)             | 18,725                | 20,092                | 18,623                | 18,935                             |
| 純資産(百万円)             | 13,942                | 15,840                | 14,326                | 13,365                             |
| 1株当たり純資産額(円)         | 340.92                | 385.01                | 346.76                | 331.13                             |

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分           | 第 32 期<br>(2018年12月期) | 第 33 期<br>(2019年12月期) | 第 34 期<br>(2020年12月期) | 第 35 期<br>(当事業年度)<br>(2021年12月期) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売上高(百万円)      | 18,116                | 20,294                | 18,380                | 21,104                           |
| 経常利益(百万円)     | 5,316                 | 5,994                 | 5,388                 | 5,774                            |
| 当期純利益(百万円)    | 3,795                 | 4,381                 | 3,552                 | 3,923                            |
| 1株当たり当期純利益(円) | 93.43                 | 107.32                | 86.60                 | 97.04                            |
| 総資産(百万円)      | 17,899                | 19,092                | 19,513                | 19,638                           |
| 純資産(百万円)      | 13,719                | 15,628                | 15,954                | 14,925                           |
| 1株当たり純資産額(円)  | 335.46                | 379.81                | 386.45                | 369.78                           |

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況 (2021年12月31日現在)

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                               | 資本金           | 当社の<br>出資比率  | 主要な事業内容  |
|-----------------------------------|---------------|--------------|----------|
| 株式会社 JAC International            | (百万円)<br>60   | (%)<br>100.0 | 国内人材紹介事業 |
| 株式会社シー・シー・コンサルティング                | (百万円)<br>10   | (%)<br>100.0 | 国内求人広告事業 |
| 株式会社バンテージポイント                     | (百万円)<br>9    | (%)<br>100.0 | 国内人材紹介事業 |
| JAC Recruitment International Ltd | (千S\$)<br>264 | (%)<br>100.0 | 海外事業     |

#### ③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

2022年度の国内人材紹介事業は、中長期的な事業拡大を視野に、コンサルタントの増員・教育とマネジメントの強化に取り組みます。コンサルタントの大幅な増員には、採用体制に加え、早期戦力化と退職率低減を実現するための教育、さらにはマネジメントに対する教育も不可欠であり、これらの強化を経営一丸となって進めて参ります。また、求職人材の獲得も事業拡大の重要ファクターであり、これについては、当社事業の認知度向上のためTVCMも含む大規模広告の実施を計画しており、そのために前年度比大幅増となる予算を組み込んでおります。

海外事業につきましては、日系製造業を主要顧客とする東南アジアにおいては2022年度においても新型コロナウイルス感染症の影響を勘案しなければならない状況が続いております。しかし、その一方でサービス業を主要顧客とする欧州、シンガポール等は回復基調にあるため、コロナ禍で減少した要員数を早期に回復させて、事業の安定化を図って参ります。

国内求人広告事業につきましては、成功報酬型商品の販売促進と、そのためのウェブサイト改革を推し進めることによって売上の増加を図って参ります。

また、当社では、女性の積極的な社会参画を率先して促進していくために、2025年末時点までに、当社の全管理職に占める女性社員の割合を40%に引き上げることを目標に定めております。2021年9月における同割合は27%となって



おり、全国平均の9%(帝国データバンク2021年調査)を大きく上回る数値となっております。当社は、当社経営の「Philosophy & Policy」のひとつとして「Fairness」を掲げ、「あらゆるものに関係なく、個人の能力と成果で評価される会社。JACで働く者にはいつもFairなチャンスを与えられている」ことを社是としてまいりました。こうした考えを背景として、LGBTQ社員も安心して働けるように同性婚や事実婚の社員も慶弔見舞金の対象にするなど、多様な社員が平等に活躍できる職場環境の整備を進めております。

当社グループは地球の温暖化防止に向け、インドネシアとマレーシアで11万本超の植林を実施してまいりました。これにより現在では、年間700トン~800トンのCO2を吸収していると推定されております。また、当社東京本社では、2022年1月から使用する電力を再生可能エネルギーによって100%グリーン化することを目標に置いております。他にも、2019年6月に名刺の素材を古紙配合の再生紙からより環境負荷が少ない「LIMEX(ライメックス)」に切り替えたほか、社内に設置している自動販売機におきましても環境負荷が高いペットボトル容器を使った製品の販売を取りやめ、社内外で使用するクリアファイルについては素材を再生PPに切り替えるなど、3R(Reduce、Reuse、Recycle)の推進に努めております。

(5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

当社グループは、当社及び当社の連結子会社である株式会社 JAC International、株式会社シー・シー・コンサルティング、株式会社バンテージポイント、JAC Recruitment International Ltd(以後「JRI」といいます)、及びJRIの連結子会社等で構成されております。当社(東京本社、北関東支店、横浜支店、名古屋支店、静岡支店、大阪支店、京都支店、神戸支店、中国支店)、株式会社 JAC International及び株式会社バンテージポイントは、国内外にわたる人材紹介事業に取り組んでおります。当社グループにおいては、株式会社 JAC Internationalを主に英語での交渉を要する国内外資系企業の中高額案件に特化した戦略子会社、また、株式会社バンテージポイントを主に金融業界とコンサルティング業界の高額案件に特化した戦略子会社と位置付け、当社と事業領域を区分しております。

株式会社シー・シー・コンサルティングは、主に国内に進出している外資系企業をターゲットとした求人広告サイト「キャリアクロス」の運営を中心として、求人広告事業に取り組んでおります。

JRIは、当期においてはアジア諸国を中心に10ヶ国において、その傘下の連結子会社が主に人材紹介事業に取り組んでおります。

(6) 主要な営業所 (2021年12月31日現在)

① 当社

|     |                                                                                                                                               |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 社 | 東京都千代田区                                                                                                                                       |
| 支 店 | 北関東支店：埼玉県さいたま市大宮区<br>横浜支店：神奈川県横浜市西区<br>名古屋支店：愛知県名古屋市中区<br>静岡支店：静岡県静岡市葵区<br>大阪支店：大阪府大阪市北区<br>京都支店：京都府京都市下京区<br>神戸支店：兵庫県神戸市中央区<br>中国支店：広島県広島市東区 |

② 子会社

|                                   |             |
|-----------------------------------|-------------|
| 株式会社 JAC International            | 本 社：東京都千代田区 |
| 株式会社シー・シー・コンサルティング                | 本 社：東京都千代田区 |
| 株式会社バンテージポイント                     | 本 社：東京都港区   |
| JAC Recruitment International Ltd | 本 社：シンガポール  |

## (7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数 (名)   | 前連結会計年度末比増減 (名) |
|------------|-----------------|
| 1,440(198) | 90増(39減)        |

(注) 臨時雇用者数には、契約社員、派遣社員、パートタイマーの従業員を含んでおり、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数 (名)   | 前事業年度末比増減(名) | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|--------------|-------|--------|
| 1,007(109) | 89増(12増)     | 35.5歳 | 4.5年   |

(注) 1. 使用人数は、当社から子会社への出向者を除いた就業人員数であります。  
2. 臨時雇用者数には、契約社員、派遣社員、パートタイマーの従業員を含んでおり、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

該当事項はありません。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2021年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 144,000,000株

(2) 発行済株式の総数 41,389,300株

(3) 株主数 19,940名

### (4) 大株主 (上位10名)

| 株主名                                             | 持株数         | 持株比率    |
|-------------------------------------------------|-------------|---------|
| 田 崎 忠 良                                         | 8,505,100 株 | 20.76 % |
| 田 崎 ひ ろ み                                       | 7,179,600   | 17.53   |
| 金 親 晋 午                                         | 4,238,700   | 10.35   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                        | 3,542,700   | 8.65    |
| 公益財団法人 T a z a k i 財団                           | 2,200,000   | 5.37    |
| 株式会社かんぼ生命保険                                     | 1,405,800   | 3.43    |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)                             | 995,300     | 2.43    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(株式付与 E S O P 信託口・75825口) | 600,080     | 1.46    |
| 特定有価証券信託受託者<br>株式会社 S M B C 信託銀行                | 435,100     | 1.06    |
| 松 園 健                                           | 342,900     | 0.84    |

(注) 持株比率は自己株式 (1,024,738株) のうち、E S O P 信託所有自己株式 (600,080株) を除く、当社所有自己株式 (424,658株) を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権の状況（2021年12月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### 4. 会社役員等の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年12月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名                          | 担当及び重要な兼職の状況                                     |
|----------|-----------------------------|--------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 松 園 健                       | 経営戦略本部長                                          |
| 代表取締役副社長 | 服 部 啓 男                     | 管理本部長、海外事業本部長                                    |
| 取締役会長    | 田 崎 ひろみ                     |                                                  |
| 取締役最高顧問  | 田 崎 忠 良                     |                                                  |
| 取締役      | 山 田 広 記                     | 事業本部長                                            |
| 取締役      | 東 郷 重 興                     |                                                  |
| 取締役      | 加 瀬 豊                       | 双日株式会社 顧問<br>積水化学工業株式会社 社外取締役                    |
| 取締役      | ギュンター・ツォーン<br>(Günter Zorn) | z-anshin株式会社 代表取締役社長                             |
| 常勤監査役    | 向 山 俊 明                     |                                                  |
| 監査役      | 伊 藤 尚                       | 弁護士(阿部・井窪・片山法律事務所パートナー)<br>クニミネ工業株式会社 取締役(監査等委員) |
| 監査役      | 横 井 直 人                     | 株式会社タケエイ 社外取締役<br>ニチバン株式会社 社外監査役                 |
| 監査役      | 岩 崎 政 孝                     | 弁護士(虹の橋法律事務所パートナー)<br>上智大学法科大学院教授(実務家教員)         |

- (注) 1. 取締役東郷重興氏、加瀬豊氏及びギュンター・ツォーン氏は社外取締役であります。  
2. 監査役向山俊明氏、伊藤尚氏、横井直人氏及び岩崎政孝氏は社外監査役であります。  
3. 取締役東郷重興氏、加瀬豊氏及びギュンター・ツォーン氏、監査役向山俊明氏、伊藤尚氏、横井直人氏及び岩崎政孝氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。  
4. 監査役横井直人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 退任した監査役

2021年2月14日をもって、前常勤監査役 山下実氏は病気による逝去のため退任いたしました。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、2011年3月23日開催の第24期定時株主総会において、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を定款に定めております。現在、社外取締役東郷重興氏、社外取締役加瀬豊氏、社外取締役ギュンター・ツォーン氏、社外監査役伊藤尚氏、社外監査役横井直人氏及び社外監査役岩崎政孝氏との間において、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める額としております。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び全ての当社子会社における全ての取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした、改正会社法（2021年3月1日施行）第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しています。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区分  | 支給人員 | 報酬等の種類別の額 |         |        | 支給額計   | 内、社外役員        |
|-----|------|-----------|---------|--------|--------|---------------|
|     |      | 基本報酬      | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |        |               |
| 取締役 | 8名   | 345百万円    | —       | —      | 345百万円 | 31百万円<br>(3名) |
| 監査役 | 5名   | 22百万円     | —       | —      | 22百万円  | 22百万円<br>(5名) |
| 合計  | 13名  | 368百万円    | —       | —      | 368百万円 | 53百万円<br>(8名) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2019年3月22日開催の第32期定時株主総会決議において年額1,000百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は6名（うち、社外取締役2名）であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2005年3月25日開催の第18期定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は3名（うち、社外監査役3名）であります。
3. 当事業年度末現在の人員は、取締役8名（うち社外取締役3名）、監査役4名（うち社外監査役4名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、2021年2月14日に逝去により退任した監査役1名を含んでいるためであります。
4. 上記支給額のほか、2021年3月24日開催の第34期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任社外監査役1名に対して3百万円支給しております。

### ② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、代表取締役社長の提案について、あらかじめ独立役員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の報酬等について、その決定方針及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、独立役員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

#### a) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能することを目的とした報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は金銭報酬と株式報酬により構成する。それぞれの支給割合は、金銭報酬を主体とし、株式報酬は中長期的な企業価値向上に資する適正な割合とする。非業務執行取締役の報酬は基本報酬（金銭報酬）のみとする。

#### b) 報酬の内容

##### (i) 金銭報酬

当社の取締役の金銭報酬は、委嘱する職務の範囲と難易度を基準として決定す

る基本報酬、並びに委嘱領域での成果及び会社全体の業績推移を勘案して決定する業績報酬を支給するものとする。

基本報酬、業績報酬はそれぞれ別に計算され、これらを合算した額を金銭報酬額として支給しているため、基本報酬と業績報酬との割合は設定していない。

(ii) 株式報酬

当社の取締役の株式報酬は、株式報酬型ストックオプション(新株予約権)とする。対象取締役に当社株式の株価上昇及び下落をも株主と共有する仕組みにすることで、業績向上及び株価上昇への意欲と士気を高めることを目的とするものであり、年額150百万円の範囲内で新株予約権の発行をできるものとする。

c) 個人別の報酬等の内容についての決定

個人別の報酬額及び種類別の割合については、代表取締役社長の提案を独立役員会へ諮問して答申を得るものとし、取締役会が当該答申の内容を尊重して決定する。

d) 報酬の支払い時期

報酬の支払いについては当社が定める細則に則って支払うものとする。

## (6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役加瀬豊氏は、双日株式会社の顧問及び積水化学工業株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役ギュンター・ツォーン氏は、z-anshin株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役伊藤尚氏は、阿部・井窪・片山法律事務所のパートナー及びクニミネ工業株式会社の取締役(監査等委員)であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役横井直人氏は、株式会社タケエイの社外取締役及びニチバン株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役岩崎政孝氏は、虹の橋法律事務所のパートナー及び上智大学法科大学院教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

| 区 分       | 氏 名                             | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                        |
|-----------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役     | 東 郷 重 興                         | 当事業年度開催の取締役会16回のうち14回に出席しております。これまでの企業の経営者としての経験に基づいた発言を行っております。                                                                   |
| 取 締 役     | 加 瀬 豊                           | 当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席しております。当事業年度は取締役会議長を務めております。また、これまでの企業の経営者としての経験に基づいた発言を行っております。                                           |
| 取 締 役     | ギュンター・<br>ツォーン<br>(Günter Zorn) | 当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席しております。これまでの企業の経営者としての経験に基づいた発言を行っております。                                                                      |
| 常 勤 監 査 役 | 向 山 俊 明                         | 当事業年度において、2021年5月31日就任後に開催された取締役会9回の全てに出席し、また、当事業年度において、2021年5月31日就任後に開催された監査役会10回の全てに出席しております。豊富な管理業務全般の経験に基づく専門的見地からの発言を行っております。 |
| 監 査 役     | 伊 藤 尚                           | 当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会16回の全てに出席しております。弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。                                                |
| 監 査 役     | 横 井 直 人                         | 当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会16回の全てに出席しております。公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。                                                 |
| 監 査 役     | 岩 崎 政 孝                         | 当事業年度において、2021年2月14日就任後に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、また、当事業年度において、2021年2月14日就任後に開催された監査役会15回の全てに出席しております。弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。      |

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

③ 不当又は不正な業務の執行の予防のために行った行為及び発生後の対応  
該当事項はありません。

④ 報酬等の総額

当事業年度において社外役員8名に支払った報酬等の総額は53百万円であります。

⑤ 当社の子会社等から受けた当事業年度の役員としての報酬の額  
該当事項はありません。

⑥ 上記記載内容に関する社外役員の意見  
該当事項はありません。



## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

- ① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額  
34百万円
- ② 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額  
一百万円
- ③ 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
34百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び監査報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等に同意いたしました。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社であるJRIは、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

### (6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

当社取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを当社監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の全従業員が企業の社会的責任を深く自覚し、日常の経営及び業務活動の遂行において法令及び定款を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するために倫理規程を制定する。当社グループの全役職者は、倫理規程の精神を実現することが自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底を図る。
- ② 当社グループの取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに当社の監査役及び取締役会に報告する。
- ③ 当社のコンプライアンスの主管部署が当社グループのコンプライアンス体制の管理を統括する他、必要に応じて当社グループ各社が管理を行う。
- ④ 当社の監査役及び内部監査部門は、当社グループ各社におけるコンプライアンス体制の構築、運用の状況について、定期的に監査及び内部監査を実施する。
- ⑤ 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ⑥ 当社グループは、法令違反行為に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報者保護制度の運用に関し内部通報規程を制定するとともに、当社内に通報窓口を設置する。是正の必要があるときには、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じる。
- ⑦ 当社グループは、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性を確保するための社内体制を構築する。

### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報の保存、管理等について定めた文書管理規程を制定する。

### (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループは、企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であると認識し、これらを適切に管理するため、各業務担当取締役はリスクを管理する権限及び責任をもってリスク管理体制を確立する。

- ② 当社は、子会社の損失の危険を適切に管理するため、子会社管理規程を制定し、同規程に基づいて子会社の管理を行う。
  - ③ 当社グループの業務及び財産の実態並びに想定されるリスク及びその管理状況を把握し、経営の合理化及び効率性の増進を図るために、内部監査規程を制定し、同規程に基づいて、当社内部監査部門は当社グループ各社に対しリスク管理状況の監査、有効性の評価を行い、必要に応じ当社の代表取締役社長を通じて取締役会に報告し、改善策が講じられる体制を整備する。
- (4) **当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ① 当社グループは、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会及びグループ会社経営報告会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
  - ② 当社は、経営戦略の浸透及び各部署の適時適切な現状報告を目的とし、各業務担当取締役と執行役員を構成メンバーとする幹部会議を定期的に行う。
  - ③ 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務権限と担当業務を明確にするために、組織規程、職務権限規程等、当社グループ各社で諸規程を制定する。
- (5) **当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**
- ① 当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社グループ全てに適用する行動指針として、倫理規程を定めるほか、当社グループ各社で諸規程を定めるものとする。
  - ② 当社グループは定期的に連絡会議を開催し、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図る。
  - ③ 当社は、当社子会社の適正かつ効率的な運営を確保するため、子会社管理規程を制定し、同規程に基づいて子会社の管理を行う。
- (6) **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**  
補助使用人の設置について、監査役の要請があった場合には、適切な人員配置を速やかに行う。
- (7) **補助使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ① 補助使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
  - ② 監査役が指定する補助すべき期間中は、補助使用人への指揮・監督及び人事異動・人事評価等に関する権限は監査役に移譲されるものとし、取締役の指揮命令は受けないものとして、その独立性及び補助使用人に対する指示の実効性を確保する。

**(8) 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制**

- ① 当社グループの取締役及び業務執行を担当する取締役は、監査役の出席する取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ② 当社グループの全従業員は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第直ちに監査役に対して報告を行うこととする。
- ③ 当社の内部通報の主管部署は、内部通報制度の通報状況について、速やかに監査役に対して報告を行うこととする。
- ④ 当社は、監査役へ報告を行った当社グループの従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの全従業員に周知徹底する。

**(9) その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役が毎年度作成する監査計画に基づく監査の実施に、当社グループの取締役及び使用人は協力する。
- ② 当社の代表取締役は、定期的に又は監査役の求めに応じ、監査役と会合を持ち意見交換を行う。
- ③ 当社の内部監査部門は、定期的に又は監査役の求めに応じ、監査役と会合を持ち意見交換を行う。
- ④ 監査役は必要に応じて外部専門家の意見を徴する。
- ⑤ 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと思われられる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概況は以下のとおりであります。

当社は全役職員に対して、その職位・職種に応じて必要となるコンプライアンスについての社内研修及び会議体での説明を実施し、周知徹底を図っております。

取締役は社内規程を整備し、法令並びに定款に従った行動を徹底しております。当事業年度においては、取締役会を16回開催しており、他に取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

監査役は、監査役会で定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会等の重要な会議への出席、代表取締役、会計監査人及び内部監査部門との定期的な情報交換等を通じて、取締役の業務執行、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。当事業年度においては、監査役会を16回開催しております。

内部監査、財務報告に係る内部統制の評価については、内部監査部門が内部監査計画に基づき実施しております。

## 連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部            |               | 負 債 の 部                |               |
|--------------------|---------------|------------------------|---------------|
| 科 目                | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>15,242</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>5,424</b>  |
| 現金及び預金             | 12,932        | リース債務                  | 0             |
| 売掛金                | 1,800         | 未払金                    | 628           |
| 電子記録債権             | 5             | 未払費用                   | 2,575         |
| 貯蔵品                | 7             | 未払法人税等                 | 1,319         |
| 前払費用               | 282           | 未払消費税等                 | 492           |
| その他                | 227           | 預り金                    | 169           |
| 貸倒引当金              | △14           | 前受収益                   | 51            |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>3,693</b>  | 解約調整引当金                | 51            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>418</b>    | その他                    | 134           |
| 建物                 | 149           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>145</b>    |
| 機械及び装置             | 15            | リース債務                  | 2             |
| 工具、器具及び備品          | 78            | その他                    | 142           |
| リース資産              | 2             | <b>負 債 合 計</b>         | <b>5,569</b>  |
| 建設仮勘定              | 16            | <b>純 資 産 の 部</b>       |               |
| その他                | 156           | <b>株 主 資 本</b>         | <b>13,340</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>1,617</b>  | 資本金                    | 672           |
| のれん                | 887           | 資本剰余金                  | 1,515         |
| ソフトウェア             | 638           | 利益剰余金                  | 12,982        |
| ソフトウェア仮勘定          | 91            | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△1,829</b> |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>1,657</b>  | その他の包括利益累計額            | 25            |
| 投資有価証券             | 0             | 為替換算調整勘定               | 25            |
| 出資金                | 0             |                        |               |
| 敷金及び保証金            | 811           |                        |               |
| 破産更生債権等            | 13            |                        |               |
| 長期前払費用             | 9             |                        |               |
| 繰延税金資産             | 836           |                        |               |
| 長期未収入金             | 1             |                        |               |
| 貸倒引当金              | △15           | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>13,365</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>18,935</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>18,935</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額    |        |
|------------------------|--------|--------|
| <b>売 上 高</b>           |        |        |
| 国内人材紹介事業収入             | 22,297 |        |
| 国内求人広告事業収入             | 246    |        |
| 海外事業収入                 | 2,332  |        |
| 解約調整引当金戻入額             | 27     |        |
| 解約調整引当金繰入額             | △51    | 24,852 |
| <b>売 上 原 価</b>         |        |        |
| 国内人材紹介事業原価             | 1,465  |        |
| 国内求人広告事業原価             | 3      |        |
| 海外事業原価                 | 379    | 1,848  |
| <b>売 上 総 利 益</b>       |        | 23,004 |
| <b>販売費及び一般管理費</b>      |        | 17,182 |
| <b>営業利益</b>            |        | 5,822  |
| <b>営業外収益</b>           |        |        |
| 受取利息                   | 4      |        |
| 設備賃貸料                  | 2      |        |
| 還付金収入                  | 2      |        |
| 未払配当金除斥益               | 1      |        |
| その他の                   | 4      | 15     |
| <b>営業外費用</b>           |        |        |
| 支払利息                   | 16     |        |
| 為替差損                   | 5      |        |
| その他の                   | 2      | 23     |
| <b>経常利益</b>            |        | 5,813  |
| <b>特別損失</b>            |        |        |
| 固定資産除却損                | 3      |        |
| 減損損失                   | 32     | 36     |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |        | 5,776  |
| 法人税、住民税及び事業税           | 2,056  |        |
| 法人税等調整額                | △162   | 1,894  |
| <b>当期純利益</b>           |        | 3,882  |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |        | 3,882  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|---------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                     | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高           | 619     | 1,569 | 12,403 | △288    | 14,304 |
| 当 期 変 動 額           |         |       |        |         |        |
| 新 株 の 発 行           | 52      | 52    |        |         | 105    |
| 剰 余 金 の 配 当         |         |       | △3,303 |         | △3,303 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |         |       | 3,882  |         | 3,882  |
| 自己株式の取得             |         |       |        | △2,904  | △2,904 |
| 自己株式の処分             |         | △107  |        | 1,363   | 1,256  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |       |        |         |        |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 52      | △54   | 578    | △1,541  | △964   |
| 当 期 末 残 高           | 672     | 1,515 | 12,982 | △1,829  | 13,340 |

|                     | その他の包括利益累計額        |                    | 新株予約権 | 純資産<br>合計 |
|---------------------|--------------------|--------------------|-------|-----------|
|                     | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | その他の包括利益<br>累計額合計額 |       |           |
| 当 期 首 残 高           | △83                | △83                | 105   | 14,326    |
| 当 期 変 動 額           |                    |                    |       |           |
| 新 株 の 発 行           |                    |                    | △105  | 0         |
| 剰 余 金 の 配 当         |                    |                    |       | △3,303    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |                    |                    |       | 3,882     |
| 自己株式の取得             |                    |                    |       | △2,904    |
| 自己株式の処分             |                    |                    |       | 1,256     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 108                | 108                |       | 108       |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 108                | 108                | △105  | △960      |
| 当 期 末 残 高           | 25                 | 25                 | —     | 13,365    |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 21社

主要な連結子会社の名称

株式会社 JAC International

株式会社シー・シー・コンサルティング

株式会社バンテージポイント

JAC Recruitment International Ltd

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

機械及び装置 7年

工具、器具及び備品 2年～20年

無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3年～5年)に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

解約調整引当金

解約による損失に備えるため、既に計上した売上高のうち、個別に解約が見込まれる分は個別の解約による払戻予想見積額を計上し、その他は解約の実績率により解約による払戻予想見積額を計上しております。

##### ④のれんの償却方法及び償却期間

10年から12年の定額法により償却処理しております。

##### ⑤その他連結計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。



## 2. 表示方法の変更に関する注記

### (連結貸借対照表)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「流動資産」の「その他」に含めて表示しており、「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示していた「投資その他の資産」の「長期前払費用」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、当連結会計年度の連結計算書類における「流動資産」の「未収入金」は47百万円、前事業年度の連結計算書類における「投資その他の資産」の「長期前払費用」は2百万円であります。

### (連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示していた「営業外収益」の「設備賃貸料」及び「未払配当金除斥益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の連結計算書類における「営業外収益」の「設備賃貸料」は2百万円、「未払配当金除斥益」は1百万円であります。

また、前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「貸倒損失」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「営業外費用」の「その他」に含めて表示しており、「営業外費用」の「その他」に含めて表示していた「営業外費用」の「為替差損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、当連結会計年度の連結計算書類における「営業外費用」の「貸倒損失」は0百万円、前連結会計年度の連結計算書類における「営業外費用」の「為替差損」は3百万円であります。

### (「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### (1) のれんの評価

#### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|      | 当連結会計年度 |
|------|---------|
| のれん  | 887百万円  |
| 減損損失 | 18百万円   |

(注) のれんの内訳は、株式会社バンテージポイント取得に係るのれん592百万円、JAC Recruitment International Ltd取得に係るのれん294百万円であります。

#### ②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、資産のグルーピングの方法として、国別・地域別の区分に基づきグルーピングしております。のれんについては、その効果の発現する期間を見積り、その期間で均等償却しております。また、その資産性について子会社の業績や事業計画を基に毎期検討しており、将来において当初想定した収益が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、当該連結会計年度においてのれんの減損処理を行う可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響について、当社グループの海外事業におきましては、一部の国・地域を除き、翌連結会計年度以降は求人需要や人材の国際間移動等が緩やかに回復していくものと仮定しています。なお、当該感染症の影響以外に地政学的なリスク等も認められるその他の国・地域においては、当該影響が翌連結会計年度以降も当面継続するものと仮定し、会計上の見積りを行っております。

これらの見積りにおいて用いた仮定には不確実性が伴うため、主要な仮定に見直しが必要とな

った場合には、翌連結会計年度以降の当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 固定資産（のれん除く）の評価

### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|               | 当連結会計年度 |
|---------------|---------|
| 有形固定資産        | 418百万円  |
| 無形固定資産（のれん除く） | 729百万円  |
| 減損損失（同上）      | 13百万円   |

### ②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、資産のグルーピングの方法として、国別・地域別の区分に基づきグルーピングしております。固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損処理が必要となる場合があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響について、当社グループの海外事業におきましては、一部の国・地域を除き、翌連結会計年度以降は求人需要や人材の国際間移動等が緩やかに回復していくものと仮定しています。なお、当該感染症の影響以外に地政学的なリスク等も認められるその他の国・地域においては、当該影響が翌連結会計年度以降も当面継続するものと仮定し、会計上の見積りを行っております。

これらの見積りにおいて用いた仮定には不確実性が伴うため、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## 4. 追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、従業員への福利厚生制度の拡充と当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託制度」を、2015年8月に導入していましたが、2021年3月に終了したことに伴い、2021年5月より再導入いたしました。

### ①取引の概要

当社は、あらかじめ定めた株式交付規定に基づき、一定の要件を充足する従業員にポイントを付与し、当該付与ポイントに相当する当社株式を交付します。従業員に交付する株式については、当社があらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

### ②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の当連結会計年度の帳簿価額及び株式数は、1,017百万円、600,080株であります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 910百万円

## 6. 連結損益計算書に関する注記

### 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

#### (1) 減損損失を認識した主な資産及び減損損失額

| 場所 | 用途    | 種類         | 減損損失（百万円） |
|----|-------|------------|-----------|
| 日本 | 事業用資産 | ソフトウェア、その他 | 8         |
| タイ | 事業用資産 | その他        | 5         |
|    | —     | のれん        | 18        |

#### (2) 減損損失を認識するに至った経緯

当社は、連結子会社である株式会社シー・シー・コンサルティングの保有する固定資産について、当初想定していた収益が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

また、連結子会社であるJAC Personnel Recruitment Ltd等の保有する固定資産及び関連する「のれん」について、当初想定していた収益が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

#### (3) 資産のグルーピングの方法

当社グループの事業用資産については、国別・地域別の区分に基づきグルーピングしております。

#### (4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額の算定については、使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローを13.4%で割り引いて算出しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めない資産については、零として算出しております。

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 41,389,300株

#### (2) 剰余金の配当に関する事項

##### ①配当金支払額等

2021年3月24日開催の第34期定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 3,303百万円
- ・1株当たり配当金額 80円
- ・基準日 2020年12月31日
- ・効力発生日 2021年3月25日

(注) 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当金額  
配当金額 22百万円

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの  
2022年3月24日開催の第35期定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

|            |             |
|------------|-------------|
| ・株式の種類     | 普通株式        |
| ・配当金の総額    | 2,990百万円    |
| ・配当金の原資    | 利益剰余金       |
| ・1株当たり配当金額 | 73円         |
| ・基準日       | 2021年12月31日 |
| ・効力発生日     | 2022年3月25日  |

(注) 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当金額  
配当金額 43百万円

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては銀行等の金融機関からの借入により行う方針としております。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日となっております。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### 信用リスクの管理

営業債権に係る信用リスクについては、当社グループの社内規程に従って、入金日・残高管理を行っており、回収懸念先については、経理部門が進捗状況を把握し、月次の取締役会に報告しております。

その他有価証券は、資金運用規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 勘定科目名            | 連結貸借対照表計上額<br>(*1) | 時価<br>(*1) | 差額 |
|------------------|--------------------|------------|----|
| (1) 現金及び預金       | 12,932             | 12,932     | —  |
| (2) 売掛金          | 1,800              | 1,800      | —  |
| (3) 敷金及び保証金 (*2) | 798                | 798        | —  |
| (4) 未払金          | (628)              | (628)      | —  |
| (5) 未払費用         | (2,575)            | (2,575)    | —  |
| (6) 未払法人税等       | (1,319)            | (1,319)    | —  |
| (7) 預り金          | (169)              | (169)      | —  |

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 敷金及び保証金については、金融商品相当額のみ表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

主としてオフィスの賃借時に差し入れている敷金・保証金であり、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値を算定しております。

なお、当連結会計年度末において、安全性の高い長期の債券の利回りがマイナスの場合は、適用する割引率を零としております。その結果、時価と当該帳簿価額との間に差額は発生していません。

負債

(4) 未払金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等、(7) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 331円13銭

(2) 1株当たり当期純利益 96円02銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

当連結会計年度において、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は418,226株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、600,080株であります。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部            |               | 負 債 の 部                |               |
|--------------------|---------------|------------------------|---------------|
| 科 目                | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>13,211</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>4,665</b>  |
| 現金及び預金             | 11,344        | リース債務                  | 0             |
| 売掛金                | 1,484         | 未払金                    | 581           |
| 電子記録債権             | 5             | 未払費用                   | 2,249         |
| 貯蔵品                | 7             | 未払法人税等                 | 1,211         |
| 前払費用               | 202           | 未払消費税等                 | 426           |
| その他                | 172           | 預り金                    | 151           |
| 貸倒引当金              | △5            | 前受収益                   | 5             |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>6,427</b>  | 解約調整引当金                | 29            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>209</b>    | その他                    | 8             |
| 建物                 | 136           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>47</b>     |
| 機械及び装置             | 15            | リース債務                  | 2             |
| 工具、器具及び備品          | 38            | その他                    | 45            |
| リース資産              | 2             | <b>負 債 合 計</b>         | <b>4,712</b>  |
| 建設仮勘定              | 16            | <b>純 資 産 の 部</b>       |               |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>698</b>    | <b>株 主 資 本</b>         | <b>14,925</b> |
| ソフトウェア             | 607           | 資本金                    | 672           |
| ソフトウェア仮勘定          | 91            | 資本剰余金                  | 1,515         |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>5,518</b>  | 資本準備金                  | 647           |
| 関係会社株式             | 4,008         | その他資本剰余金               | 868           |
| 投資有価証券             | 0             | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>14,567</b> |
| 出資金                | 0             | 利益準備金                  | 1             |
| 敷金及び保証金            | 697           | その他利益剰余金               | 14,566        |
| 破産更生債権等            | 13            | 繰越利益剰余金                | 14,566        |
| 長期前払費用             | 9             | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△1,829</b> |
| 繰延税金資産             | 803           | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>14,925</b> |
| 長期未収入金             | 1             | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>19,638</b> |
| 貸倒引当金              | △15           |                        |               |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>19,638</b> |                        |               |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額    |        |
|-------------------|--------|--------|
| <b>売 上 高</b>      |        |        |
| 国内人材紹介事業収入        | 21,126 |        |
| 解約調整引当金戻入額        | 6      |        |
| 解約調整引当金繰入額        | △29    | 21,104 |
| <b>売 上 原 価</b>    |        |        |
| 国内人材紹介事業原価        | 1,393  | 1,393  |
| <b>売 上 総 利 益</b>  |        | 19,711 |
| <b>販売費及び一般管理費</b> |        | 13,954 |
| <b>営業利益</b>       |        | 5,756  |
| <b>営業外収益</b>      |        |        |
| 受取利息              | 0      |        |
| 設備賃貸料             | 4      |        |
| 業務委託収入            | 12     |        |
| その他の              | 3      | 20     |
| <b>営業外費用</b>      |        |        |
| 支払利息              | 0      |        |
| コミットメントフィー        | 1      |        |
| その他の              | 1      | 3      |
| <b>経常利益</b>       |        | 5,774  |
| <b>特別損失</b>       |        |        |
| 固定資産除却損           | 3      |        |
| 関係会社株式評価損         | 65     | 69     |
| <b>税引前当期純利益</b>   |        | 5,704  |
| 法人税、住民税及び事業税      | 1,939  |        |
| 法人税等調整額           | △158   | 1,781  |
| <b>当期純利益</b>      |        | 3,923  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株 主 資 本 |            |              |                   |            |                             |                   |
|---------------------|---------|------------|--------------|-------------------|------------|-----------------------------|-------------------|
|                     | 資本金     | 資 本 剰 余 金  |              |                   | 利 益 剰 余 金  |                             |                   |
|                     |         | 資 本<br>準備金 | その他資本<br>剰余金 | 資 本<br>剰余金<br>合 計 | 利 益<br>準備金 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利 益<br>剰余金<br>合 計 |
| 当 期 首 残 高           | 619     | 594        | 975          | 1,569             | 1          | 13,946                      | 13,947            |
| 当 期 変 動 額           |         |            |              |                   |            |                             |                   |
| 新 株 の 発 行           | 52      | 52         |              | 52                |            |                             |                   |
| 剰 余 金 の 配 当         |         |            |              |                   |            | △3,303                      | △3,303            |
| 当 期 純 利 益           |         |            |              |                   |            | 3,923                       | 3,923             |
| 自 己 株 式 の 取 得       |         |            |              |                   |            |                             |                   |
| 自 己 株 式 の 処 分       |         |            | △107         | △107              |            |                             |                   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |            |              |                   |            |                             |                   |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 52      | 52         | △107         | △54               | —          | 620                         | 620               |
| 当 期 末 残 高           | 672     | 647        | 868          | 1,515             | 1          | 14,566                      | 14,567            |

|                     | 株 主 資 本 |                | 新株予約権 | 純資産合計  |
|---------------------|---------|----------------|-------|--------|
|                     | 自己株式    | 株 主 資 本<br>合 計 |       |        |
| 当 期 首 残 高           | △288    | 15,848         | 105   | 15,954 |
| 当 期 変 動 額           |         |                |       |        |
| 新 株 の 発 行           |         | 105            | △105  | 0      |
| 剰 余 金 の 配 当         |         | △3,303         |       | △3,303 |
| 当 期 純 利 益           |         | 3,923          |       | 3,923  |
| 自 己 株 式 の 取 得       | △2,904  | △2,904         |       | △2,904 |
| 自 己 株 式 の 処 分       | 1,363   | 1,256          |       | 1,256  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |                |       |        |
| 当 期 変 動 額 合 計       | △1,541  | △923           | △105  | △1,028 |
| 当 期 末 残 高           | △1,829  | 14,925         | —     | 14,925 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

機械及び装置 7年

工具、器具及び備品 2年～20年

##### ② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売掛金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 解約調整引当金

解約による損失に備えるため、既に計上した売上高のうち、個別に解約が見込まれる分は個別の解約による払戻予想見積額を計上し、その他は解約の実績率により解約による払戻予想見積額を計上しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

### 2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「流動資産」の「その他」に含めて表示しており、「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示していた「投資その他の資産」の「長期前払費用」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、当事業年度の計算書類における「流動資産」の「未収入金」は34百万円、前事業年度の計算書類における「投資その他の資産」の「長期前払費用」は2百万円であります。

#### (損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示していた「営業外収益」の「設備賃貸料」及び「業務委託収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度の計算書類における「営業外収益」の「設備賃貸料」は3百万円、「業務委託収入」は3百万円であります。

また、前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「消費税差額」及び「貸倒損失」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

なお、当事業年度の計算書類における「営業外費用」の「消費税差額」は0百万円、「貸倒損失」は0百万円であります。

#### (「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### 関係会社株式の評価

##### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

|        | 当事業年度    |
|--------|----------|
| 関係会社株式 | 4,008百万円 |

(注) 関係会社株式の主な内訳は、株式会社シー・シー・コンサルティング63百万円、株式会社バンテージポイント817百万円、JAC Recruitment International Ltd3,127百万円であります。

##### ②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、関係会社株式について取得原価をもって貸借対照表価額とし、関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、各関係会社の事業計画の達成状況及び今後の事業計画に基づき、回収可能性があると判断される場合を除いて減損しております。関係会社の財政状態や事業計画等を勘案して見積りを行っております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響については、当該影響が翌事業年度以降も当面継続するものと仮定し、会計上の見積りを行っております。

これらの見積りにおいて用いた仮定には不確実性が伴うため、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降の当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### 4. 追加情報

#### 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表の「4. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 5. 貸借対照表に関する注記

- |                       |        |
|-----------------------|--------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額    | 378百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務 |        |
| 短期金銭債権                | 39百万円  |
| 短期金銭債務                | 6百万円   |
| 長期金銭債務                | 45百万円  |

(注) 区分掲記された科目以外の関係会社に対する金銭債権及び金銭債務を記載しております。

## 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

|           |       |
|-----------|-------|
| 営業取引(収入分) | 92百万円 |
| 営業取引(支出分) | 31百万円 |

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における自己株式の総数

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 1,024,738株 |
|------|------------|

(2) 従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項

当事業年度期首及び当事業年度期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数

|         |          |
|---------|----------|
| 当事業年度期首 | 279,410株 |
| 当事業年度期末 | 600,080株 |

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |          |
|-----------|----------|
| 未払賞与      | 531百万円   |
| 未払事業税     | 69百万円    |
| 減価償却超過額   | 0百万円     |
| 解約調整引当金   | 8百万円     |
| 未払事業所税    | 6百万円     |
| 貸倒引当金     | 6百万円     |
| 未払社会保険料   | 70百万円    |
| 原状回復費償却   | 79百万円    |
| 投資有価証券評価損 | 15百万円    |
| 関係会社株式評価損 | 238百万円   |
| その他       | 14百万円    |
| 繰延税金資産小計  | 1,041百万円 |
| 評価性引当額    | △238百万円  |
| 繰延税金資産合計  | 803百万円   |

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### 役員及び主要株主等

| 種類                     | 会社等の名称<br>又は氏名           | 所在地     | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の内容又は職業    | 議決権等の所有<br>(被所有)割合<br>(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容   | 取引金額<br>(百万円) | 科目 | 期末残高<br>(百万円) |
|------------------------|--------------------------|---------|-------------------|--------------|---------------------------|-----------|---------|---------------|----|---------------|
| 役員及びその近親者が代表理事を務める財団法人 | 公益財団法人<br>T a z a k i 財団 | 東京都千代田区 | —                 | 国際的人材育成の学習支援 | —                         | —         | 自己株式の購入 | 1,470         | —  | —             |

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

自己株式の購入につきましては、2021年2月12日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用し、2021年2月12日の株価終値1,909円で取引を行っております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 369円78銭

(2) 1株当たり当期純利益 97円04銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

当事業年度において、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は418,226株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、600,080株であります。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月11日

株式会社 ジェイ エイ シー リクルートメント  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 広瀬 勉  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 草野 耕司  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 ジェイ エイ シー リクルートメントの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 ジェイ エイ シー リクルートメント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月11日

株式会社 ジェイ エイ シー リクルートメント  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 広瀬 勉  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 草野 耕司  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 ジェイ エイ シー リクルートメントの2021年1月1日から2021年12月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月14日

株式会社 ジェイ エイ シー リクルートメント 監査役会

常勤監査役 (社外監査役) 向山俊明 ⑩

監査役 (社外監査役) 伊藤尚 ⑩

監査役 (社外監査役) 横井直人 ⑩

監査役 (社外監査役) 岩崎政孝 ⑩

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金73円  
総額2,990,418,866円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年3月25日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

#### (1) 監査等委員会設置会社への移行

当社がかねてより持続的成長と企業価値向上を目指し、コーポレートガバナンスの充実に取り組んで参りました。

今回、監査役設置会社・監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するにあたり、当社定款につき、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役への権限委任に関する規定の新設、その他の所要の変更を行うものです。

この移行により、取締役会の経営機能の充実、監督機能の強化、及び業務執行の機動性の更なる向上を目的として、監査等委員会設置会社への移行を図り、コーポレートガバナンスの一層の充実に努めて参ります。

#### (2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

令和元年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うものです。

### 2. 変更の内容及び日程

現行定款、及び変更案は以下のとおりとなります。また、本定款変更は、第17条の変更を除き、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総 則<br/>第1条～第3条&lt;条文の記載省略&gt;</p> <p>(機関)<br/>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br/>1. 取締役会<br/>2. 監査役<br/>3. 監査役会<br/>4. 会計監査人</p> <p>第5条&lt;条文の記載省略&gt;</p> <p>第2章 株 式<br/>第6条～第13条&lt;条文の記載省略&gt;</p> <p>第3章 株 主 総 会<br/>第14条～第16条&lt;条文の記載省略&gt;</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u><br/>第17条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> | <p>第1章 総 則<br/>第1条～第3条&lt;現行通り&gt;</p> <p>(機関)<br/>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br/>1. 取締役会<br/>&lt;削除&gt;<br/>2. 監査等委員会<br/>3. 会計監査人</p> <p>第5条&lt;現行通り&gt;</p> <p>第2章 株 式<br/>第6条～第13条&lt;現行通り&gt;</p> <p>第3章 株 主 総 会<br/>第14条～第16条&lt;現行通り&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>(電子提供措置等)<br/>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u><br/>(2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> |



| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第24条&lt;条文の記載省略&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第26条&lt;条文の記載省略&gt;</p> <p>(取締役会の決議の省略)<br/>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(取締役会の議事録)<br/>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規則)<br/>第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等)<br/>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p>第24条&lt;現行通り&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第26条&lt;現行通り&gt;</p> <p>(取締役会の決議の省略)<br/>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)<br/>第28条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)<br/>第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)<br/>第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)<br/>第31条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役と区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="151 264 515 297">第31条&lt;条文の記載省略&gt;</p> <p data-bbox="151 338 577 409">第5章 監査役および監査役会<br/>(監査役の員数)</p> <p data-bbox="151 416 759 450">第32条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p data-bbox="172 492 376 526">(監査役の選任)</p> <p data-bbox="151 528 778 600">第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p data-bbox="151 607 778 750">(2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="172 792 376 826">(監査役の任期)</p> <p data-bbox="151 828 778 943">第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="151 949 778 1064">(2) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="172 1106 376 1140">(常勤の監査役)</p> <p data-bbox="151 1142 778 1214">第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p data-bbox="172 1323 467 1357">(監査役会の招集通知)</p> <p data-bbox="151 1359 778 1503">第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。<br/>ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="408 1509 523 1543">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="172 1657 499 1691">(監査役会の決議の方法)</p> <p data-bbox="151 1693 778 1807">第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> | <p data-bbox="817 264 1085 297">第32条&lt;現行通り&gt;</p> <p data-bbox="817 338 1182 409">第5章 監査等委員会<br/>&lt;削除&gt;</p> <p data-bbox="1066 492 1182 526">&lt;削除&gt;</p> <p data-bbox="1066 792 1182 826">&lt;削除&gt;</p> <p data-bbox="831 1106 1098 1140">(常勤の監査等委員)</p> <p data-bbox="817 1142 1442 1285">第33条 当会社は、常勤の監査等委員を置くことができる。この場合、監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。</p> <p data-bbox="831 1323 1190 1357">(監査等委員会の招集通知)</p> <p data-bbox="817 1359 1442 1503">第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。<br/>ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="817 1509 1442 1624">(2) 監査等委員会は監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p> <p data-bbox="831 1657 1222 1691">(監査等委員会の決議の方法)</p> <p data-bbox="817 1693 1442 1836">第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会の議事録)<br/> <u>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規程)<br/> <u>第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)<br/> <u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)<br/> <u>第41条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u><br/> <u>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人<br/> <u>第42条～第43条&lt;条文の記載省略&gt;</u></p> <p>(会計監査人の報酬等)<br/> <u>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> | <p>(監査等委員会の議事録)<br/> <u>第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査等委員会規程)<br/> <u>第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>第6章 会計監査人<br/> <u>第38条～第39条&lt;現行通り&gt;</u></p> <p>(会計監査人の報酬等)<br/> <u>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> |



| 現行定款                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第7章 計 算<br/>第45条～第48条&lt;条文の記載省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> | <p>第7章 計 算<br/>第41条～第44条&lt;現行通り&gt;</p> <p>第8章 附 則<br/><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u><br/>第45条 2022年3月開催の第35期定時株主総会で定める期日前(2022年3月24日前)の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)と締結済みの責任限定契約については、なお従前の例による。</p> <p><u>(電子提供措置等)</u><br/>第46条 変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第17条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。<br/>(2) 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。<br/>(3) 本条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

### 第3号議案 監査等委員でない取締役9名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へと移行いたしますとともに、取締役全員(8名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。また、経営体制の強化を目的として、社外取締役を新たに1名加え、監査等委員でない取締役9名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員でない取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|-----------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1         | た ぎ き<br>田 崎 ひろみ<br>(1950年12月23日生) | 1981年5月 T.TAZAKI&Co Ltd入社<br>1987年3月 JAC Singapore Pte Ltd ( 現 JAC Recruitment Pte Ltd) 設立取締役<br>1988年3月 当社設立取締役<br>1991年8月 T.TAZAKI&Co Ltd代表取締役<br>1998年12月 JAC Strattons Ltd設立代表取締役<br>2000年1月 当社代表取締役<br>2001年11月 JAC Financial Design Ltd設立代表取締役<br>2002年9月 JAC Recruitment (UK) Ltd設立代表取締役<br>2005年3月 当社取締役会長<br>2005年8月 杰愛士(北京)商務咨询有限公司取締役<br>2005年12月 JAC Personnel Recruitment Ltd取締役<br>2005年12月 JAC Recruitment (Malaysia) Sdn Bhd取締役<br>2007年7月 JAC Strattons Ltd取締役<br>2008年2月 同社代表取締役<br>2008年4月 当社代表取締役社長<br>2008年6月 PT JAC Indonesia取締役<br>2011年1月 当社代表取締役会長・CEO<br>2011年1月 JAC Personnel Eastern Seaboard Ltd取締役<br>2011年7月 JAC Recruitment Hong Kong Co., Ltd取締役<br>2011年7月 JAC Recruitment Korea Co., Ltd 取締役<br>2011年11月 JAC Recruitment China (HK) Ltd 取締役<br>2012年3月 JAC Recruitment Asia Ltd ( 現 JAC Recruitment International Ltd) 代表取締役<br>2012年3月 PT JAC Consulting Indonesia取締役<br>2012年12月 JAC International Recruitment Ltd 取締役<br>2013年3月 广州杰愛士人力資源有限公司取締役<br>2013年5月 JAC Recruitment Vietnam Co.,Ltd 取締役<br>2013年6月 上海傲仕人才服務有限公司(現上海杰愛士人力資源有限公司) 取締役<br>2015年3月 当社取締役会長<br>2016年1月 JAC Recruitment (UK) Ltd取締役(現任)<br>2016年12月 JAC Recruitment Hong Kong Co., Ltd取締役<br>2016年12月 JAC Recruitment China (HK) Ltd 取締役<br>2022年1月 当社代表取締役会長兼社長(現任) | 7,179,600株        |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2     | はっ どり ひろ お<br>服 部 啓 男<br>(1954年12月25日生) | 2001年7月 当社取締役<br>2001年8月 当社取締役副社長<br>2005年4月 当社管理部長<br>2006年7月 当社管理本部長<br>2008年1月 当社営業本部長<br>2008年4月 当社代表取締役副社長<br>2009年2月 当社管理本部長(現任)<br>2011年1月 当社代表取締役副社長(現任)<br>2011年1月 当社CFO<br>2013年12月 株式会社シー・シー・コンサルティング取締役<br>2018年3月 JAC Recruitment Asia Ltd(現JAC Recruitment International Ltd)取締役・COO(現任)<br>2018年4月 当社海外事業本部長(現任)<br>2019年5月 PT JAC Indonesia取締役(現任)<br>2019年5月 PT JAC Consulting Indonesia 取締役(現任)<br>2019年5月 JAC Recruitment Hong Kong Co., Ltd取締役(現任)<br>2019年5月 JAC Recruitment China (HK) Ltd 取締役(現任)<br>2019年7月 广州杰愛士人力资源有限公司取締役<br>2019年7月 上海杰愛士人力资源有限公司取締役(現任) | 202,500株   |
| 3     | た ぎき ただ よし<br>田 崎 忠 良<br>(1943年7月16日生)  | 1974年11月 T. TAZAKI&Co Ltd設立取締役<br>1988年3月 当社設立代表取締役<br>2000年1月 当社取締役<br>2005年3月 当社取締役相談役<br>2012年3月 当社取締役最高顧問(現任)<br>2012年3月 JAC Recruitment Asia Ltd (現JAC Recruitment International Ltd) 取締役<br>2013年9月 JAC Strattons Ltd取締役<br>2016年8月 一般財団法人(現公益財団法人)Tazaki財団理事長(現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 8,505,100株 |
| 4     | やま だ ひろ き<br>山 田 広 記<br>(1973年5月11日生)   | 2003年8月 当社入社<br>2016年4月 当社執行役員<br>2017年1月 当社事業本部長(現任)<br>2020年3月 当社取締役(現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 7,274株     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5     | まつ 松 園 健<br>(1958年1月3日生)   | 2008年11月 当社入社営業本部副本部長<br>2009年2月 当社営業本部長<br>2009年3月 当社専務取締役<br>2011年1月 当社代表取締役社長<br>2011年1月 当社COO<br>2013年12月 株式会社シー・シー・コンサルティング代表取締役<br>2016年1月 同社代表取締役社長<br>2016年5月 株式会社JAC International代表取締役社長<br>2016年6月 当社事業本部長<br>2018年7月 株式会社シー・シー・コンサルティング取締役<br>2019年7月 当社経営戦略本部長<br>2022年1月 当社取締役(現任)                                                                              | 342,900株   |
| 6     | とう 東 郷 重 興<br>(1943年9月2日生) | 1966年4月 日本銀行入行<br>1993年7月 同行政策委員会室長<br>1995年4月 同行国際局長<br>1996年6月 株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)常務取締役<br>1997年8月 同行頭取<br>2000年6月 株式会社大阪造船所(現株式会社ダイゾー)取締役社長<br>2010年6月 日本ラッド株式会社取締役社長<br>2011年6月 同社総括執行役員<br>2012年3月 当社社外監査役<br>2012年4月 森トラスト株式会社顧問<br>2012年6月 日本ラッド株式会社顧問<br>2012年6月 新田ゼラチン株式会社社外監査役<br>2012年10月 学校法人東日本学園理事長<br>2015年3月 当社社外取締役(現任)<br>2021年10月 学校法人東日本学園顧問・理事(現任) | 一株         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 7     | か せ ゆたか<br>加 瀬 豊<br>(1947年2月19日生)          | <p>1970年5月 日商岩井株式会社入社<br/>1992年11月 日商岩井ニュージーランド会社社長兼 オークランド店長<br/>1995年4月 日商岩井株式会社木材製品部長<br/>1997年6月 日商岩井米国会社ポートランド店長<br/>1999年1月 同社生活・資源事業グループエグゼクティブ<br/>2001年6月 日商岩井株式会社執行役員<br/>日商岩井米国会社エグゼクティブバイスプレジデント<br/>2002年4月 日商岩井株式会社化学品・資材カンパニープレジデント<br/>2003年4月 同社取締役常務執行役員<br/>2004年4月 ニチメン株式会社と日商岩井株式会社合併により双日株式会社に商号変更<br/>同社代表取締役専務執行役員<br/>2004年8月 同社代表取締役副社長執行役員<br/>2005年10月 双日ホールディングス株式会社と双日株式会社合併により双日株式会社に商号変更<br/>同社代表取締役副社長執行役員<br/>2007年4月 同社代表取締役CEO<br/>2012年4月 同社代表取締役会長<br/>2013年6月 アステラス製薬株式会社社外取締役<br/>2016年3月 当社社外取締役(現任)<br/>2016年6月 積水化学工業株式会社社外取締役(現任)<br/>2017年6月 双日株式会社特別顧問<br/>2018年6月 同社顧問(現任)<br/>(重要な兼職の状況)<br/>双日株式会社顧問<br/>積水化学工業株式会社社外取締役</p> | 一株         |
| 8     | ギュンター・ツォーン<br>Günter Zorn<br>(1953年3月23日生) | <p>1978年11月 Polaroid Corporation入社<br/>1985年7月 Linotype-Hell AG入社<br/>1991年6月 ライノタイプヘル株式会社代表取締役社長<br/>1998年4月 Heidelberg France 代表取締役社長<br/>2000年4月 Heidelberg Asia Pacific 最高経営責任者就任<br/>2005年7月 ディー・エイチ・エル・ジャパン株式会社代表取締役社長<br/>2006年4月 同社代表取締役社長兼 DHL Express 太平洋地区北太平洋統括エグゼクティブバイスプレジデント<br/>2009年4月 z-anshin株式会社代表取締役社長(現任)<br/>2014年6月 日本板硝子株式会社社外取締役<br/>2020年3月 当社社外取締役(現任)<br/>(重要な兼職の状況)<br/>z-anshin株式会社代表取締役社長</p>                                                                                                                                                                                                                                                 | 一株         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 9     | [新任]<br>なか い ど のぶ ひで<br>中井戸 信 英<br>(1946年11月1日生) | 1971年4月 住友商事株式会社入社<br>1973年10月 ドイツ住友商事(デュッセルドルフ駐在)<br>1992年6月 機械システム部長<br>1996年6月 米国住友商事機電部門長(ニューヨーク、サンフランシスコ)<br>1998年4月 理事 米国住友商事機電部門長<br>1998年6月 同社取締役エレクトロニクス本部副本部長<br>1999年6月 同社取締役エレクトロニクス本部長<br>2002年4月 同社代表取締役常務情報産業事業部門長補佐<br>ネットワーク事業本部長兼eビジネス事業担当<br>2004年4月 同社代表取締役専務執行役員情報作業事業部門長<br>2005年4月 同社代表取締役副社長執行役員、経営企画、法務、グローバル地域統括、秘書部 担当役員<br>2009年6月 同社代表取締役副社長退任<br>2009年6月 住商情報システム株式会社代表取締役会長兼社長<br>2011年10月 SCSK株式会社 代表取締役社長<br>2013年6月 同社代表取締役会長<br>2016年4月 同社取締役相談役<br>2016年6月 同社相談役<br>2017年5月 いちご株式会社 独立社外役員(現任)<br>2018年10月 一般社団法人 日本CHRO協会理事長(現任)<br>2019年3月 イーソル株式会社 独立社外取締役(現任)<br>2020年6月 ソースネクスト株式会社 独立社外取締役(現任) | 一株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 東郷重興氏、加瀬豊氏、ギュンター・ツォーン氏及び中井戸信英氏は、社外取締役候補者であります。
3. 東郷重興氏、加瀬豊氏、ギュンター・ツォーン氏及び中井戸信英氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
4. 東郷重興氏は、現在、当社の取締役であります。取締役としての在任期間は、本総会の終結の日をもって7年となります。
5. 加瀬豊氏は、現在、当社の取締役であります。取締役としての在任期間は、本総会の終結の日をもって6年となります。
6. ギュンター・ツォーン氏は、現在、当社の取締役であります。取締役としての在任期間は、本総会の終結の日をもって2年となります。
7. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての職務を適切に遂行することができることと判断する理由、社外取締役との責任限定契約及び果たすことが期待される役割について
- (1) 東郷重興氏、加瀬豊氏、ギュンター・ツォーン氏及び中井戸信英氏を社外取締役候補者とした理由は、主に経営者としての豊富な経験等に基づき、妥当性・適正性を確保するための俯瞰的な視座から経営に参画していただくことによるものであります。また、各氏は長年の企業経営経験に鑑み、会社の経営に充分な見識を有しておられることから、当社の社外取締役として、大所高所から当社の経営に関する監督、助言を行っていただくことが期待できるものと判断しております。

- (2) 社外取締役との責任限定契約について  
社外取締役候補者の東郷重興氏、加瀬豊氏、ギュンター・ツォーン氏とはそれぞれ責任限定契約を締結しております。また、社外取締役候補者の中井戸信英氏とは責任限定契約の締結を予定しております。その契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
8. 他の監査等委員でない取締役候補者の選任理由について
- 田崎ひろみ氏は、当社創業者である田崎忠良氏の配偶者であり、当社設立時からの取締役であります。1981年5月に英国のT. TAZAKI&Co Ltdに入社以降、世界11ヶ国で人材紹介事業の運営に携わっており、取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- 服部啓男氏は、前々職の株式会社リクルート(現株式会社リクルートホールディングス)においては財務部長として経理財務を中心に職務経験を積んでおり、また、前職の株式会社ハーフ・センチュリー・モアにおいては取締役社長室長として事業戦略の企画立案を中心に職務経験を積んでおり、当社が株式上場を目指すにあたり、2001年7月に取締役に就任いたしました。それ以降、当社におきましても主に取締役管理本部長として実績を積んでおり、取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- 田崎忠良氏は、当社の創業者であり、当社設立時からの取締役であります。1974年11月に英国でT. TAZAKI&Co Ltdを設立以降、世界11ヶ国で人材紹介事業を展開しており、取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- 山田広記氏は、2003年8月の当社入社以来、一貫して国内人材紹介事業において経験を積んでおります。当該事業のマネジメント強化に向けて2016年4月に執行役員に就任し、また、2017年1月には事業本部長に就任いたしました。2020年3月の取締役就任以降におきましても当該事業の運営責任者として実績を積んでおり、取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- 松園健氏は、リクルートグループの高額案件専門人材紹介会社である株式会社リクルートエグゼクティブエージェントにおいて代表取締役社長を務めた経験があり、当社人材紹介事業の高額化シフトに向けて、2008年11月に営業本部(現事業本部)副本部長として入社いたしました。2009年3月の取締役就任以降におきましても当社人材紹介事業の業容拡大に実績を積んでおり、取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
9. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
10. 上記取締役候補者の所有する当社株式数は2021年12月31日現在のものであります。



#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案については監査役会の同意を得ております。本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」の監査等委員会設置会社への移行に係る効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | むかい やま とし あき<br>向 山 俊 明<br>(1967年11月16日生) | 1992年4月 日本鉱業株式会社(現ENEOS株式会社)入社<br>2007年4月 新日鉱ファイナンス株式会社外国為替グループマネージャー<br>2010年7月 JXファイナンス株式会社外国為替グループマネージャー<br>2012年4月 JXエネルギー株式会社海外事業部海外拠点サポートグループマネージャー<br>2014年4月 JX Nippon Oil & Energy Europe Limited Director, Secretary 兼 General Manager of Administration Division<br>2017年4月 同上 兼 JX Nippon Oil & Energy (EMEA) Limited Director, Secretary 兼 General Manager of Administration Division<br>2018年2月 株式会社ミスミグループ本社 コーポレートサービスプラットフォーム ファイナンス室 財務チーム チーフディレクター<br>2019年1月 フジテック株式会社 総合企画本部総合企画部長等<br>2021年5月 当社常勤監査役、社外監査役(現任) | 一株         |
| 2     | い とう ひさし<br>伊 藤 尚<br>(1958年5月26日生)        | 1985年4月 弁護士登録<br>銀座法律事務所(現阿部・井窪・片山法律事務所)入所<br>1989年12月 クミネ工業株式会社社外監査役<br>1991年4月 最高裁判所司法研修所所付就任(民事弁護)<br>1998年1月 阿部・井窪・片山法律事務所パートナー就任(現任)<br>2003年4月 最高裁判所司法研修所教官就任(民事弁護)<br>2011年3月 当社社外監査役(現任)<br>2016年6月 クミネ工業株式会社取締役(監査等委員)(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>弁護士(阿部・井窪・片山法律事務所パートナー)<br>クミネ工業株式会社取締役(監査等委員)                                                                                                                                                                                                                                | 一株         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | 横井直人<br>(1951年4月27日生) | 1975年4月 監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社<br>1979年8月 公認会計士登録<br>2000年5月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員<br>2013年10月 横井直人公認会計士・税理士事務所所長<br>2014年6月 株式会社タケエイ社外取締役(現任)<br>2014年6月 ニチバン株式会社社外監査役(現任)<br>2015年3月 当社社外監査役(現任)<br>2015年6月 株式会社いなげや社外取締役<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社タケエイ社外取締役<br>ニチバン株式会社社外監査役 | 一株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 向山俊明氏、伊藤尚氏及び横井直人氏、社外取締役候補者であります。  
 3. 向山俊明氏、伊藤尚氏及び横井直人氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。  
 4. 監査等委員である社外取締役候補者の選任理由、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由社外取締役との責任限定契約及び果たすことが期待される役割について
- (1) 向山俊明氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、主に経営企画、会計・財務、海外現地法人管理をはじめとする管理業務全般に関する豊富な経験等に基づき、妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただくためであります。また、同氏は長年の管理業務経験に鑑み、会社の監査業務に関しても十分な見識を有しておられることから、当社の社外取締役として、専門的知識・経験を当社の経営に反映していただくことが期待できるものと判断しております。
  - (2) 伊藤尚氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、主に弁護士としての専門的見地から、妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただくことによるものであります。また、同氏は長年の弁護士として培われた法律知識及び経験に鑑み、会社の監査業務に十分な見識を有しておられることから、当社の社外取締役として、専門的知識・経験を当社の経営に反映していただくことが期待できるものと判断しております。
  - (3) 横井直人氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、主に公認会計士としての専門的見地から、妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただくことによるものであります。また、同氏は、過去に社外取締役及び社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、長年の公認会計士として培われた会計知識及び経験に鑑み、会社の監査業務に十分な見識を有しておられることから、当社の社外取締役として、専門的知識・経験を当社の経営に反映していただくことが期待できるものと判断しております。
  - (4) 監査等委員である社外取締役との責任限定契約について  
 候補者の伊藤尚氏、横井直人氏とはそれぞれ監査役として責任限定契約を締結しております。伊藤尚氏、横井直人氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、各氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は次のとおりであります。
    - ① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
    - ② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 向山俊明氏は、現在、当社の常勤監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会の終結の日をもって9ヶ月となります。

6. 伊藤尚氏は、現在、当社の監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会の終結の日をもって11年となります。
7. 横井直人氏は、現在、当社の監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会の終結の日をもって7年となります。
8. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
9. 上記候補者が所有する当社株式数は2021年12月31日現在のものであります。

## 第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2019年3月22日開催の当社第32期定時株主総会において、年額1,000百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)としてご承認いただき、現在に至っております。

また、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、現在の取締役の報酬枠を維持し、監査等委員でない取締役の報酬額を年額1,000百万円(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)とすることといたしたく存じます。また、本議案による報酬枠は、第7号議案にてご承認をお願いしております報酬枠とは別枠として設定するものです。

現在の取締役は8名(うち社外取締役3名)ですが、第3号議案「監査等委員でない取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員でない取締役は9名(うち社外取締役4名)となります。

本議案に係る決議の効力は第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

本議案は「第35期定時株主総会招集ご通知」14頁から15頁に記載の、当社における「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に沿っており、当社の事業規模、役員報酬の支給水準及び監査等委員でない取締役の職責等に照らして相当であると判断しております。

なお、監査等委員でない社外取締役の報酬については、その監督機能及び独立性の観点から、定額での基本報酬のみで構成しております。当社取締役会において議長を務める監査等委員でない社外取締役については、この基本報酬とは別に、その役割、地位等に相当する定額の報酬を設定しております。

また、本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、上記方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「監査等委員でない取締役」に変更することを予定しております。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、社外取締役分も含めて、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額100百万円と定めることといたしたく存じます。

第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役は3名(うち社外取締役3名)となります。

本議案に係る決議の効力は第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬の支給水準及び監査等委員である取締役の職責等に照らして相当であると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬等は、本議案の内容に基づく定額での基本報酬のみで構成いたします。

## 第7号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、この移行に伴う役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第5号議案「監査等委員でない取締役の報酬額設定の件」とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、「每期付与型株式報酬」として年額40百万円以内、「一括付与型株式報酬」として年額200百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)といたします。ただし、「一括付与型株式報酬」の報酬枠は、原則として、10事業年度にわたる職務遂行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には、1事業年度当たり20百万円以内での支給に相当すると考えております。

なお、現在の取締役は8名(うち社外取締役3名)ですが、第3号議案「監査等委員でない取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役は9名(うち社外取締役4名)となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は「毎期付与型株式報酬」として年2万株以内、「一括付与型株式報酬」として年10万株以内、合わせて年12万株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)といたします。ただし、上記のとおり、「一括付与型株式報酬」に係る金銭債権は、原則として、10事業年度にわたる職務遂行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には、1事業年度当たり1万株以内の付与になると考えております。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結することを条件といたします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

なお、本議案をご承認いただいた場合、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を改定する予定であります。

## 【本割当契約の内容の概要】

### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

### (2) 退任時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、本議案に係る決議の効力は第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

**第8号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。本議案については監査役会の同意を得ております。本選任の効力につきましては、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力が発生することを条件とし、その就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| いわ 岩 崎 政 孝<br>(1964年11月28日生) | 1992年4月 弁護士登録<br>1996年8月 司法研修所民事弁護教官室所付<br>2004年9月 虹の橋法律事務所共同設立 パートナー(現任)<br>2010年4月 司法研修所民事弁護教官<br>2013年4月 上智大学法科大学院教授(現任)<br>2021年2月 当社社外監査役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>弁護士(虹の橋法律事務所パートナー)<br>上智大学法科大学院教授(実務家教員) | 一株         |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 候補者は、監査等委員である社外取締役の要件を満たしており、監査等委員である社外取締役の補欠として選任するものであります。  
3. 候補者は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員の補欠として選任するものであります。  
4. 岩崎政孝氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、主に弁護士としての専門的見地から、妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただくことによるものです。  
また、岩崎政孝氏は、長年の弁護士として培われた法律知識及び経験に鑑み、会社の監査業務に十分な見識を有しておられることから、当社の監査等委員である社外取締役として、専門的知識・経験を当社の経営に反映していただくことが期待できるものと判断しております。  
5. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は当該保険契約の被保険者となります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場：東京都千代田区神田神保町一丁目105番地  
神保町三井ビルディング 14階 当社会議室  
電 話 03-5259-6926

- ◎新型コロナウイルス感染症への対策として、当日の会場におきましては感染予防の措置を講じております。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。
- ◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。



- 地下鉄半蔵門線、新宿線、三田線 神保町駅A9出口徒歩2分
- 地下鉄東西線 竹橋駅3b出口徒歩5分
- 地下鉄千代田線 新御茶ノ水駅B7出口徒歩5分
- J R 御茶ノ水駅御茶ノ水橋口徒歩8分